

手 帳

事 業 名	内 容	お問い合わせ 申し込み
身 体 障 害 者 手 帳	身体に障がいのある人からの申請により、交付されます。様々な福祉制度などを利用するために必要な手帳です。利用できる制度などは、障がいの種類・等級などによって異なります。 【障がいの種類】 視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能障がい 【等級と種別】 等級は、障がいの種類別に1級（重度）から6級（軽度）まであります。 また、公共交通機関を利用される場合の割引基準として一種と二種があります。 【変更届】 転居された場合は、必ず転居先の市町村に手帳を添えて届け出てください。氏名などが変わった場合も届け出が必要になります。 【返還届】 手帳の交付を受けた人が死亡されたとき、新しい手帳が交付されたときは、手帳を持参のうえ、届け出てください。 【申請するときに必要なもの】 〈新規申請、等級変更や障がい追加による再交付〉 ①身体障害者手帳交付申請書 ②身体障害者診断書・意見書（記載日から3か月以内） ※指定医が作成したもの ③写真（縦4cm×横3cm、1年以内に撮影したもの） ④マイナンバー（個人番号）が確認できるもの ⑤本人確認書類 〈紛失・破損などによる再交付〉 上記①、③、④、⑤および手帳（紛失の場合は不要）	筑紫野市生活福祉課 障がい者福祉担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎ 923-1111

療 育 手 帳	知的障がいを持った人が様々な福祉制度などを利用するために必要な手帳です。利用できる制度などは障がい程度などによって異なります。 【障がいの程度】 A1（最重度）、A2（重度）、 A3（中度と身体障害者手帳 1～3 級の重複）、 B1（中度）、B2（軽度） 【種別】 Aが第一種、Bが第二種となり、交通機関の運賃割引の基準となります。 【判定機関】 ○18 歳以上の人…福岡県障がい者更生相談所 （市へ申込後、障がい者更生相談所で判定） ○18 歳未満の人…福岡県福岡児童相談所 （直接児童相談所へ申込） 【再判定】 手帳の「次回判定」の欄に記載されている年月までに判定機関で再判定を受けてください。 【変更届】 転居された場合は、必ず転居先の市町村に手帳を添えて届け出てください。氏名などが変わった場合も届け出が必要になります。 【返還届】 手帳の交付を受けた人が死亡されたとき、新しい手帳が交付されたときは、手帳を持参のうえ、届け出てください。 【申請するときに必要なもの】 ①療育手帳交付申請書 ②判定書 ③写真（縦 4cm×横 3cm、1 年以内に撮影したもの） ④マイナンバー（個人番号）が確認できるもの ⑤本人確認書類 〈紛失・破損などによる再交付〉 上記①、③、④、⑤および手帳（紛失の場合は不要）	筑紫野市生活福祉課 障がい者福祉担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎ 923-1111 ※18 歳未満の人の 判定申込は 福岡児童相談所 春日市原町 3-1-7 3F ☎ 586-0023
---------	---	---

精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	精神に障がいのある人からの申請により交付されます。一定の精神障がいの状態にあることを証明する手帳で、様々な福祉制度などを利用するために必要な手帳です。利用できる制度などは、等級などによって異なります。 【等級】 障がいの程度により 1 級（重度）から 3 級（軽度）まであります。 【新規申請】 精神疾患の初診日から 6 ヶ月以上経過した人、または精神障がいを支給事由とする障害年金の支給を受けている人は、手帳を申請することができます。 【更新申請】 手帳の有効期限は 2 年です。有効期限に注意し、その日までに更新の申請をしてください（有効期限の 3 ヶ月前から受付、更新のお知らせはしていません。）。 【変更届】 転居された場合は、必ず転居先の市町村に手帳を添えて届け出てください。氏名などが変わった場合も届け出が必要になります。 【返還届】 手帳の交付を受けた人が死亡されたとき、新しい手帳が交付されたときは、手帳を持参のうえ、届け出てください。 【申請するときに必要なもの】 ＜新規、更新、等級変更＞ ①精神障害者保健福祉手帳申請書 ②手帳用診断書（記載日から 3 ヶ月以内）または障害年金証書（直近の年金振込通知書）の写し・年金照会の同意書 ③写真（縦 4cm×横 3cm、1 年以内に撮影したもの） ※更新の場合で現在お持ちの手帳の有効期限記載欄に今回更新分の記載スペースがある場合は不要 ④マイナンバー（個人番号）が確認できるもの ⑤本人確認書類 ＜紛失・破損などによる再交付＞ 障害者手帳記載事項変更届・再交付申請書 上記③、④、⑤および手帳（紛失の場合は不要）	筑紫野市生活福祉課 障がい者福祉担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎ 923-1111
----------------------------------	--	---